

遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和5年2月16日（木） 10:30～11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡眞利、宮田、本間、町田、佐藤、  
廣井、吉元

4. 議事概要

- 自動車局から、遠州鉄道株式会社（以下「遠州鉄道」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 深刻な運転者不足の解消を申請理由の一つに挙げているが、実態としてどのような状況か。また、運転者不足の要因はどのようなことか。
  - ② スクール系統などの通学路線を廃止しているが、学校への影響はないのか。また、その後はどうなっているのか。
  - ③ 遠州鉄道のバス部門における地域特性は、どのようなものか。
  - ④ 「浜松自動運転やらまいかプロジェクト」への参画について、どのような点が赤字路線の対策になるのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
  - ① これまで貸切バスや高速バスの人員を乗合バスに移して路線運行を維持してきたところであり、今後、貸切バスや高速バスを回復させていくためには、運転者不足の解消が必要である。また、運転者不足の要因としては、離職とコロナの影響による需要の消失で採用を控えていたことによると考えている。

- ② バス路線としては廃止しているが、代替手段として自治体が主体となる自家用有償旅客運送を導入し、その運行を遠州鉄道のグループ会社が引き受けるという形で、自治体と連携して住民の足を確保している。
  - ③ 確認する。
  - ④ 確認する。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。